

長浜市居宅介護支援事業者研修会  
令和2年 2月21日

居宅介護支援事業所管理者様  
地域包括支援センター管理者様

長浜市高齢福祉介護課長

### 住宅改修についての留意点について（通知）

在宅サービスのひとつとして「住宅改修費の支給」があります。この制度は介護が必要となっても住み慣れた自宅で自立した生活を送るために、転倒予防や生活環境の整備などの目的で行う小規模な住宅改修が対象となります。

つきまして、下記の内容についてご理解、ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 記

- ・利用者及び介護を行う家族にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、十分に相談のうえ、住宅改修計画を立ててください。
- ・利用者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の種別とその選定理由を「住宅改修が必要な理由書」に記載してください。この理由書については居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員や地域包括支援センターの職員が作成してください。
- ・保険給付対象として改修できる住宅は、被保険者の介護保険被保険者証に記載されている住所の住宅です。これ以外の住所の住宅改修は、保険給付の対象になりませんのでご注意ください。
- ・国においては住宅改修にかかる工事費の適正化の観点から、複数事業者からの見積もり取得を推奨しています。最終的には被保険者自身の選択に委ねられており、必ずしも複数業者からの見積もり徴収を義務化しているものではありませんが、適正化の観点からも推奨いただくようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

長浜市高齢福祉介護課  
介護保険グループ  
TEL : 0749-65-7789